

## 後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書

75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度で、特例と言われる所得の低い人の保険料軽減特例措置を段階的に廃止していく方針を厚生労働省が打ち出した。

当該措置の廃止は、最大で、低所得者にあつては3倍、元被扶養者にあつては10倍の保険料増と大幅な負担となり、被保険者の生活に多大な影響を及ぼすことが予想される。

特例というのは、平成20年に制度が実施された際に、高齢者の負担増への国民的な批判に対して、低所得者保険料の7割軽減を最大9割軽減に広げるとした保険料軽減措置である。

そもそも後期高齢者医療制度は、75歳以上の人口と医療費が増えるほど、保険料負担にはね返る仕組みになっており、高齢者の生活実態と乖離し、負担能力を超える制度の弊害が明らかになっている。

2年ごとの改定のたびに保険料が引き上げられ、保険料の支払いが困難な高齢者が広がる中で、軽減措置廃止という負担増を求めることは、後期高齢者を取り巻く環境が極めて厳しい状況になる。

よって、後期高齢者の保険料軽減特例を継続し、恒久的な制度とすることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 9 月 28日

衆議院議長 大 島 理 森 殿  
参議院議長 山 崎 正 昭 殿  
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿  
財 務 大 臣 麻 生 太 郎 殿  
厚生労働大臣 塩 崎 恭 久 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会